

大阪市環境保全基金条例を公布する。

大阪市環境創造基金条例

(設置)

第1条 次に掲げる事業の資金に充てるため、大阪市環境創造基金(以下「基金」という。)を設置する。

(1) 本市における地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等の地域に根ざした環境保全活動を展開するための事業

(2) 前号に掲げるもののほか、本市における地球温暖化対策、廃棄物の適正な処理その他環境創造施策の推進に関する事業

(基金に属する財産)

第2条 基金に属する財産は、寄附金、寄附財産の処分に係る収入その他一般会計からの繰入金をもって充てる。

(有価証券による運用)

第3条 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金に属する財産のうち、第1条第1号に掲げる事業(以下「第1号事業」という。)に関して収受した寄附金、第1号事業に関して収受した寄附財産の処分に係る収入その他第1号事業に関する一般会計からの繰入金をもって充てたもの(当該財産の運用から生ずる収益を含む。)は、第1号事業の資金に充てるものとし、基金に属する財産のうち、同条第2号に掲げる事業(以下「第2号事業」という。)に関して収受した寄附金、第2号事業に関して収受した寄附財産の処分に係る収入その他第2号事業に関する一般会計からの繰入金をもって充てたもの(当該財産の運用から生ずる収益を含む。)は、第2号事業の資金に充てるものとする。

(施行の細目)

第6条 基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月18日条例第74号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月14日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。